

幼児教育・保育の無償化に伴う食材料費の取扱いについて

10月1日から幼児教育・保育の無償化が開始され、幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する3歳から5歳までの全ての子どもたち及び0歳児から2歳児の子どもたちの市民税非課税世帯の子どもたちを対象として、利用料が無償化されます。

食材料費の取扱いについては、これまでも基本的に、実費徴収又は保育料の一部として保護者が負担してきたことから、幼児教育・保育の無償化に当たっても、実費徴収を基本とし無償化の対象外となります。

1. 国の方針

年収360万円未満相当の世帯の全ての子ども及び第3子以降を対象に副食費を免除。

2. 雲南市の取り組み

雲南市では、幼児教育・保育における食の取り組みを教育・保育の大きな役割と捉え国の副食費の免除制度を拡充し、全ての3歳以上児の副食費について免除。

